別紙１

仕様書

１　業　務　名　称

下関市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置、保守管理及び撤去業務（豊浦区域）

２　業　務　内　容

下関市豊浦区域におけるポスター掲示場の設置、保守管理及び撤去を行うもの。

３　業務実施場所

下関市豊浦区域のポスター掲示場の設置場所

４　設　　置

（１）設　置　数

１１２箇所（内訳は、別紙５のとおり。）

（２）ポスター掲示場の設置場所

別紙６ポスター掲示場設置場所のとおり。ただし、災害、工事や地勢等により、当該設置場所の一部を変更する場合がある。

また、当該設置場所等の状況によっては、設置を取り止める場所が生じることがある。

（３）設置完了期限

令和９年１月１８日（月）まで

（４）設　置　方　法

別紙７－１～別紙７－４（下関市議会議員一般選挙ポスター掲示場工法図（Ａ型～Ｅ型）及び掲示板仕様書等）による。

（５）設置上留意すべき事項

ア　ポスター掲示場を設置するときは、設置位置等を事前に下関市（以下「甲」という。）と十分打合せをすること。

イ　現場の状況によっては、必要な補強材、下地等を用いること。

ウ　公園、その他人通りの多い場所に設置する杭は、布等を被せるなどして養生すること。

エ　ポスター掲示場の設置は、令和８年１２月２４日から令和９年１月１８日までに全箇所を完了すること。

（６）設置上特に注意を要する事項

ア　甲が指定した場所にポスター掲示場を設置すること。その指定された場所に設置が不可能な場合は、甲に連絡し、その指示を受けること。

イ　作業に先立ち、土地、建物等の所有者、管理者等にあらかじめ設置する旨を伝え、その了解を得ること（ポスター掲示場設置場所提供者の氏名等については入札後落札者に提供する。）。

ウ　ポスター掲示場の設置は、別紙７－１の各部詳細図（Ａ型～Ｅ型）を基本とするが、設置場所によっては、適宜その状況に応じた設置方法をとること。

エ　甲が指定するポスター掲示板表示欄の位置に、該当するポスター掲示場番号を油性黒マジックで記入すること。

オ　人及び車の通行に支障のないように注意すること。特に国県道の歩道内に設置する際は、歩行者（点字ブロック利用者及び自転車等の通行の際は、誘導員により安全に誘導すること。）に注意し、作業員数人が１組になり速やかに設置すること。

カ　水道管、ガス管等に損傷を与えないよう注意すること。万一、損傷を与えた場合は、直ちに甲及び設置者等に報告し、原状に回復すること。

５　保守及び管理

（１）保守・管理場所

設置場所に設置してあるポスター掲示場全箇所

（２）保守・管理期間

ポスター掲示場を設置した日から投開票日（令和９年１月３１日）まで

（３）保守・管理の内容

ア　設置完了から投開票日（令和９年１月３１日）までの間、ポスター掲

示場が破損又は倒壊したときは、受託者（以下「乙」という。）の費用負担により遅滞なく補修すること。

イ　設置したポスター掲示場が損壊又は倒壊に起因し、第三者に損害を及ぼしたときも乙の費用負担により処理するものとする。第三者が故意に掲示場を破損又は倒壊させたときも乙の費用負担とするが、箇所数が非常に多い場合には、別途協議する。

ウ　自然災害により掲示場が多数倒壊した場合又は倒壊するおそれがあると認められる場合には、別途協議する。

エ　乙は、保守及び管理の期間において、緊急時の対応をすることが可能な体制を整えておくこと。

6　移　　設

設置後、交通その他の事情により掲示場を移設する必要があるときは、速やかに移設すること。その費用は乙の負担とする。

7　撤　　去

（1）撤 去 場 所

設置場所に設置しているポスター掲示場全箇所

（2）撤 去 期 間

令和９年２月１日から令和９年２月５日まで（５日間）

（3）撤去作業に当たって留意すべき事項

ア　ポスター掲示場の撤去は、令和９年２月１日から速やかに行い、令和９年２月５日までに撤去し、設置に使用した杭、針金、釘等を完全に取り除き、穴を埋め戻す等、設置前の原状に回復すること。

イ　撤去期間中にポスター掲示場が破損又は倒壊した場合、若しくは倒壊し、第三者に危害を及ぼす危険性が発生する恐れがある等の連絡を乙が受けた場合は、速やかに当該ポスター掲示場を撤去すること。

ウ　撤去したポスター掲示板のボードは、再使用又は溶解処分などによるリサイクルをすることとし、その他木材は再利用すること。ただし、やむを得ず木材等を廃棄物として処分する場合は、廃棄物処理及び清掃に

関する法律（昭和４５年法律第１３７号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づき、適正に処理すること。

エ　撤去後にリサイクル処理した場合は、当該処理をした業者の証明書を甲に提出するとともに、処理内容を報告すること。また、再使用をする場合は、甲にその旨報告すること。

８　損害の賠償

業務の履行中において生じた事故については、乙の責任とする。ただし、天災地変の場合は、この限りでない。

９　保険の加入

次の条件に相当する保険に加入すること。

（１）種　　類　賠償責任保険

（２）対　　象　ポスター掲示場を設置することに起因する甲及び第三者の事故

（３）期　　間　ポスター掲示場の設置開始日から撤去完了日まで

（４）てん補限度額　対人１人　５，０００万円

対物１事故　２，０００万円

１事故（対人）　２億円

１０　提出書類

（１）ポスター掲示場の写真及びその写真データ

ア　種別及び部数

（ア）設置完了写真（設置前及び設置完了）　１部（各箇所ごと）

（イ）撤去完了写真（設置前、設置完了及び撤去後を１頁に）　１部（各箇所ごと）

※区画の番号及びポスター掲示場番号が確認できるように撮影すること。

イ　写真の撮影方法及び写真等の提出

（ア）ポスター掲示場を撮影するに当たっては、極力同じ位置及び同じ角

度から撮ること。

（イ）控え柱付きタイプの掲示板を撮影する場合は、控え柱が確認できる位置から撮影すること。

（ウ）写真の提出と同時に、その写真データをＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ（以下「ＣＤ－Ｒ等」という。）にて提出すること（その写真データはＪＰＥＧ方式とし、設置前、設置完了及び撤去後でフォルダーを分け、掲示場番号をファイル名とすること。）。

（エ）写真、ＣＤ－Ｒ等は、設置完了後及び撤去後、それぞれ遅滞なく提出すること。

（２）委託業務日程表及び従事責任者等名簿

契約締結後速やかに委託業務日程表及び従事責任者等名簿を甲に提出すること。

従事責任者名簿には、随時連絡の取れる電話番号を２人分以上記載すること。

（３）賠償責任保険の保険証券の写し

設置業務を開始する前までに賠償責任保険の加入を行い、保険証券の写しを提出すること。

１１　その他

その他、この仕様書に示すほか、甲の指示に従うこと。

また、別紙２、別紙３及び別紙４の特記事項を遵守すること。